

随意契約理由

令和5年(2023年)4月1日

契約担当課名	市民協働部 暮らし支援課
発注担当課名	市民協働部 暮らし支援課
契約名称	被保護者就労準備支援事業「接客販売等体験事業」業務
契約内容	被保護者就労準備支援事業「接客販売等体験事業」業務一式
契約締結日	令和5年4月1日
及び契約期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	豊中市庄内西町3-11-5 庄内就労支援共同企業体
契約金額	2,999,700円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本業務は、生活保護受給者等で長期間無業状態にある等により就労経験に乏しく直ちに求職活動を行うことが困難である者を対象に、就労意欲の喚起や一般就労に向けた基礎能力の形成支援を行うものである。</p> <p>事業受託者には、就労困難者の支援に対する基本的な考え方、具体的な支援方法や体制、ノウハウ等が必要となるが、これらは事業者の実績、専門性、体制、活動内容、創造力等により顕著な差異が認められ、価格のみによる競争入札には適さない。</p> <p>そのため、令和4年度の受託者選定においては、受託者の企画力、創造力、実績等を適切に審査して決定する公募型プロポーザルを実施した。また、本業務は、支援者と支援対象者の関係性や支援内容の継続性が重要であることから、公募型プロポーザル実施時には、委託業務の履行状況及び支援実績、事業の実施内容やその効果の検討結果等をふまえ最長で令和7年(2025年)3月31日まで契約を更新する場合があると募集しており、上記事業者は適正に業務を履行していたと認められることから、令和5年度の委託契約を更新するものである。</p>